

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和5年6月8日(木)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	総務部長	鈴木 敬	総務部長兼 税務課長	鈴木 孝治
	民生部長	不破 生美	住民課長	戸谷 政司
	保険医療課長	後藤 雅幸		
職務のため出席した者	議長	水野 智見	議事務局長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主任	大竹 孝平
付託事件	議案第22号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 議案第24号 蟹江町税条例の一部改正について 議案第25号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

お手元に議案第25号の請求資料が配付してありますので、お願いいたします。

また、本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご承知おきください。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は、3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

皆さん、改めましておはようございます。

総務民生常任委員会開催の前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

線状降水帯によって三河地方がすごい大きな被害を受けました。残念ながら尊い命も、数名亡くなられたということで、ご冥福をお祈りしたいと思います。

ただ、その状態がいつ、この地域にあってもおかしくありません。海部建設事務所も含めて県との調整の中で予備排水を実は行いまして、降水する前に河川の排水機を動かして、水位をこちらで意図的に下げさせていただき、難を免れた。でも、これが当たり前ができる地域とそうではない地域があって、この地域はかつての伊勢湾台風の教訓の下、排水機の整備がしっかり行われている、この証だったというふうに思っております。時間雨量にすると大体50ミリ以上の雨が10分間降ったという、実際こちらのほうで結果が残っておりますので、また今日の夜から明日にかけて、そういう状況が危惧をされるわけであります。議員各位におかれましてもいろいろご連絡をさせていただくことがこの先あるかも分かりませんが、よろしくをお願いしたいと思います。

すみません、長くなりました。本日の案件は3件であります。大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしてください。よろしく申し上げます。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した資料に記されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第24号の審査を行い、次に民生部に関する案件、議案第22号及び議案第25号の審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

では、議案第24号……、すみません、住民の方から傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条にしたがって今から傍聴に入らせていただきます。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

本日、1人の方が傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条第1項の規定により、これを委員の皆様様に許可いただきましたので、許可いたします。

(傍聴者入室)

では、始めたいと思います。

議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

改めておはようございます。

32ページのところにあるeL-QRに対応したというところなんですけれども、これは具体的にはどのような形になるのか、教えていただきたいのと、その下の附則第8条のところなんですけれども、肉用牛の売却による事業所得に係るというところなんですけれども、これは蟹江町は関係はあるかどうか、お願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問が2つございました。eL-QRについてのご質問と肉用牛のご質問です。

まず、eL-QRなんですけれども、これが令和5年4月1日から地方税共同機構のほうで税金を収納できるようになりまして、そちらのほうを使う場合にはQRコードを使うようになりました。

具体的には、今年の4月から例えば固定資産税が送られているのですけれども、納付書の

下のところに四角いQRコードがついております。こちらのほうを使いまして、スマホアプリですとかで支払いができるようになっております。あと全国の金融機関でeL-QRに対応している金融機関でしたら、今までですと町内にある銀行ですとか、そういうところじゃないと使えなかったのですが、全国どこの銀行でもこのeL-QRを使って納付をすることができるようになりました。

まず、eL-QRにつきましてはそのようなものになります。

次の附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の件でございます。

まず、初めに蟹江町には該当がございません。

一応こちらの制度の説明ですが、1頭当たり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、所得税、住民税が免除されるという制度でございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

地方税の統一QRコードに関してなんですけれども、ではその納付書にQRコードがあって、スマートフォンで読み取った場合は例えばペイペイとか、IDとかそういうもので支払うという形になるということでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

はい、そのとおりでございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑は。

○委員 板倉浩幸君

31ページの、特に関わってくるものなんですけれども、森林環境税の導入があります。数年前、その隣の森林環境譲与税については前に条例改正したと思うんですけれども、その中で、今回新たに森林環境税があります。そこを注目してみると、納税義務者、国内に住所を有する個人、全ての方だと思うんですけれども、その税率として一律に1,000円賦課しますよということで、個人住民税と合わせて実施と賦課徴収のところに書いてあるんですけれども、これってどのあたりまで対象、全ての住民の方に対象になるのか、ちょっとその辺お願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

森林環境税についてのご質問でございます。

こちらのほうですが、住民税と合わせて実施ということになっておりまして、均等割のほうで徴収することになっております。

こちらは、住民税が非課税になる方なんですけれども、国税の場合は、国税の課税要件法定主義の観点から、非課税基準は全国一律ということになっておりますので、一概に市町村

の均等割とこちらの森林環境税が全く同じ条件で非課税になるということは絶対ではないのですけれども、蟹江町の場合、税条例で規定されているものとこちらの森林環境税のほうの法律で規定されている非課税要件は全く同じでございますので、当初課税におきましては森林環境税だけで課税するとか、住民税だけで課税するとか、そういった事例はないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると非課税の方は徴収なしで、均等割がかかっている方、所得税も含めて、均等割がかかっている方の一律1人当たり1,000円という認識でいいのですね。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

そのような認識でよろしいと思います。

○委員 板倉浩幸君

そうなってくると、今は大変厳しいコロナ禍と物価高で、なかなか均等割の支援が少ないんですよね、均等割のみ。非課税の方は結構今回も3万円の給付もありながら、そこから、今実質均等割が町民税と県民税で5,500円、そこから1,000円プラスするということなんですよ。そうですね。それが本当にどうなのかということで、その辺がちょっと腑に落ちない面はやはりあるということで、ましてや今まで復興特別住民税か、それが変わった名前になって徴収するという形ですよ。ちょうど2023年度に終わるということで、だったらスムーズでいいだろうということなんだけれども、その辺がちょっとどうなのか。

それと森林環境譲与税ができて、たしかこれは基金もつくりましたよね、入れられるように。今の基金の状況、多分入ってきていると思うんですけれども、どんな状況になっていますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

まず、今板倉議員がおっしゃられた均等割なんですけれども、東日本大震災の復興特例、臨時特例の住民税が1,000円、令和5年度までかかっております。令和6年度からなくなるということで、ちょうど同じ1,000円なんですけれども、今度は令和6年度から森林環境税が始まる、総額の5,500円というのは変わらないということになります。ですので、納税者の方の負担感は変わらないという考え方にはなっているのかなと思います。

あと森林環境譲与税ですけれども、今ちょっと足し算をやってなかったのですが、年度ごとで入ってきた金額を申し上げてよろしいでしょうか。

令和元年度が139万8,000円、令和2年度が297万4,000円、令和3年度が299万6,000円、令和4年度が405万円となっております。こちらのほうが基金のほうに積み立てられているというふうになっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

実質蟹江町で、前にも基金をつくる時に聞いているんだけど、森林、私有林ないですよね、実質。そこに配分するという問題点も、結構今森林業界からも言われている中で、では、蟹江町はどういう用途に使っていくのか。結構今のトータルでいくと1,000万円以上入ってきているし、森林がない状態でどう使っていくんだと。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

こちらの31ページの表のほうにも書かせていただいたんですけども、使途としましては間伐や人材育成、木材利用の促進、啓発、森林整備などというふうになっておりますが、蟹江町には森林がございませんので、真ん中にある木材利用の促進とかそういったところが主な用途になってくると考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですよ、これからどう使っていくかということはやはり蟹江町でも課題だと思うし。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、私のほうから少し補足です。

実は昨年、こちらの基金を活用させていただいてやったものがございまして、教育関係でございまして、学戸小学校のこれは低学年に当たるのですが、ロッカーを作らせていただきました。1年生全クラス、それから、あと蟹江中学校の下駄箱、こちらもこれを利用していただいておりますので、また新年度につきましてもこちらの基金を活用させていただきたいなというところは予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで木材を使って利用していくって。育成はなかなか難しいと思うし、そういうことで使っていくということで、今後どう利用していくかが課題、それも課題だと思います。

実質、これ、森林を守って育てるということで十分必要なものだと思うんですけども、国も予算を削って、企業からも取らない、住民から、個人から取るという、これもどうなのか、ちょっとその辺、国の拡充も含めてやらないいけない問題ではないかなと思います。

もう1点ですけども、33ページにある、今蟹江町ではそんなに見ないと思うんですけども、電動キックボード、この改正があります。これは基本的に今まで免許なしでも乗れたのかな、その辺の関係をちょっとお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました電動キックボードの件でございます。特定小型原動機付自転車というふうに申しますけれども、この制度が始まるのは令和5年7月1日からになります。

(来月からの声あり)

はい、来月の。実際にナンバープレートをお配りするのは休みの関係で7月3日からになるんですけども、今現在は、もし同じようなものを登録するとすると、普通の50ccの白いナンバーをお配りすることしかできません。今現在はまだこの制度が始まっておりませんので免許証は必要になります。7月1日からは特定小型原動機付自転車につきましては免許証は不要ということになっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうなってくると、原動機付自転車、原付は免許が要るんだけど、この辺は免許なしでも、ただ、ナンバー登録が必要にはなってくるよということ、そうすると税金もかかってくるということだね。多分、これは僕もあまり見たことがないので分からないんですけども、東京でもいろんな問題があって、その辺で規制をするということなんだよね。気軽に乗れるということで、多分これはこの間もヤフオクでもメルカリでも売っていたやつが、ナンバー付きになるからもう売ってないというような話になってきているし、良い、悪いではなくて、最終的に自動で走るということで規制をするという認識なのかな。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今回の改正が規制をするというよりも、むしろもともと電動で走るもの、公道で走るものであれば登録は必要ですので、むしろ免許証が不要になるとか、そういった点から考えると緩和されるようなイメージかなとは。今でしたらまだ免許証も要るでしょうし、ナンバーは当然つけなければなりませんので。

○委員 板倉浩幸君

今までナンバーもなし、免許証も要らなかつたんじゃないのか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

電動のものは原則要るというふうに認識しております。

(原付は要るんだねの声あり)

免許証は要りますし、ナンバープレートも必要だというふうに認識しておりますけれども。

○委員 板倉浩幸君

今まででも。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今でも、今現在、登録証……

○委員 板倉浩幸君

今現在でも、あれ、ナンバーついておったか……

(公道を走ろうと思ったらの声あり)

公道を走ろうと思ったらということね。

ということは、ナンバーが要るから、免許証は要るよと。今まででもということですよ。ナンバーはついとったかな。

○町長 横江淳一君

電動キックボードの事故が実は非常に多いということで、我々も若干それに近いような業態の人がたくさんおまして、規制をする、それから、普及をするということではなくて、危険を防止するというこの一つだと思います。

ご存じだと思いますけれども、原動機付きナンバーがついていますけれども、あれは法律的には納税していますよという証明をつけて走っているということだというふうにご理解いただけるといいと思います。車検のある車との感覚は全く違います。あの車のあれは完全に車両検査を通して公道を走ることができる許可証のナンバーです。でも原動機付自転車というのは、納税していますよという単なる許可、それを言うとまたつけなくてもいいのか、そういうことではないんです。つけて走るというのが一応義務づけられているということですが、では外して走っているとそれが違反になるかということ、実は正確に言うとこれは違反ではないんです。罰せられる対象ではないんです。ただし、当然自動車賠償責任保険を必ず入れなければ原動機付自転車は走ってはいけませんので、そのためによくステッカーを貼ってあるではないですか、あれで見分ける。

今回、こうなっているのは、実際、公道で走る人たちの意識を高める意味と、それから、電動キックボードというのは危険だから、使うところはしっかり分けましょうという、そういう意味での啓発も中に含まれていると思いますので、担当、今次長が言いましたように、そのこともあるのでしょうけれども、納税を促すという意味ではなくて、電動キックボードがこれからどんどん普及するであろう中での区別をするための一段階だというふうに僕は理解をしておりますが、板倉議員はいろいろ考えはあると思いますが、私はそう考えております。よろしくお願ひします。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありますか。

○委員 山岸美登利君

先ほど少しお聞きしていたんですけれども、固定資産税、32ページの、もう一度ごめんなさい、この対象となるマンションの要件、ちょっとお聞かせください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました、わがまち特例のところなんですけれども、大規模修繕のマンションというところで書かせてもらっているものです。

まず、こちらの要件としましては、表にございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに修繕を行ったもの、税金の減額となる適用期間は1年度分のみ、特例率は3分の1を減額というふうになっております。ただし、マンションの1戸当たり100平米相当が

上限というふうになっております。

こちらですが、細かいところですけども、条件が3つございまして、築後20年以上が経過している10戸以上のマンション、もう一つが大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、3番目が長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること、この3つの要件が必要になってまいります。

以上でございます。

○委員 山岸美登利君

ありがとうございます。これは自動的に対象となったマンションは減額されての支払通知というのがあるのですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございましたどのような場合に適用されるかということなんですけれども、それが一番下にあります附則第10条の3のところはその規定でございます。

今も特例を受ける場合には申告が必要になりますので、附則第10条の3のところ、新旧対照表のほうをまた後ほどご覧いただきたいのですが、そちらに書いてあるところの記載事項とか、記入していただいて、申告することが必要になります。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

今回の議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例の中には先ほども質問しました森林整備及びその促進に要する経費の財源として森林環境税の導入に伴い規定の整備を行うものです。

答弁の中にもあったように、森林環境税は2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税、均等割の上乗せ分で1,000円の看板だけを取り換えて取り続けるものとなっております。

森林環境税を実質国や温室効果ガス排出企業が引き受ける負担だと考えますし、それを国民全体に押し付けるものとなっております。ましてや、個人住民税の均等割、所得割が非課税になる人にも一律の額で課税させることとなっております。引き続き低所得者の負担をさらに強める大きな問題を持ち、蟹江町でもそうですが、私有林がない都市部に多額の配分が行われること、また、法人税の企業の負担なしの制度であって、温暖化対策に問題を抱える制度内容と考えます。

よって、この森林環境税について反対をしますので、今回の第24号について、反対といたします。

○委員長 石原裕介君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

私は、この案につきまして賛成の立場から申し上げます。

今回、蟹江町の税条例の一部を改正する条例の主な内容、たくさんありますけれども、これらは全て国におきましても十分議論が交わされて税制改正が実施されたものです。

蟹江町としましても国の税制改正の趣旨をくみ取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をできる限り効果的、効率的につくっていくためには、町税の税源確保は重要なものと考えられます。

よって、本改正案については賛成であります。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に討論はありますか。

(発言する者なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

おはようございます。

補足説明はございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 三浦知将君

今回は簡単にどういった内容かというのをお聞きしたいのですが、この移動端末設備とか多機能端末機というのがちょっと分かりにくいので、教えていただければと思います。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問がございました、まず内容のほうから簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

現在、印鑑登録の条例のほうでは、番号カードに搭載された電子証明書のことを利用者証明用電子証明書という表記をさせていただいております。今回の改正につきましては、こちらの利用者証明用電子証明書というものが個人番号カードに入っているものなんですけれども、今回、国のほうの電子証明に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正がございまして、そちらのほうで改正をさせていただく。まず、今まで利用者証明用電子証明書と言っていたものを、個人番号カード用利用者証明電子証明書というふうに名前を変えさせていただきました。そのほかに、移動端末設備、こちらは携帯電話、スマートフォンのこととございますけれども、今回の改正により、スマートフォンの中に電子証明書を入れることができるようになりましたので、そちらのほうを区別するために移動端末設備利用者証明用電子証明書というふうに、今までマイナンバーカードに搭載されていたものしか使えなかったのを、マイナンバーカードと携帯のほうに電子証明書がそれぞれ入るようになりましたので、そこをまず改正をさせていただいたというところです。

あと、三浦議員のほうからご質問があったものにつきましては、コンビニとかに置いてありますタッチパネル式で操作するものを総称してそのような形で呼んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員 三浦知将君

ありがとうございます。

マイナンバーカードとか携帯でコンビニで印鑑証明書を取得することができるということなんですけれども、これはいつから取得することが可能になるのでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

コンビニの利用につきましては、今回の条例の中でもうたわせていただいているところなんですけれども、まだはっきりとした期日は決まっておられません。こちらは国のほうの対応になるというところで、一応年内をめどにやるというようなアナウンスはされているところでございますけれども、こちらにつきましては、規則のほうでまたいつから開始するかというところを改めてお知らせするというような形で今回条例を改正させていただいておりますので、期日につきましては年内をめどに国が開発した後にやるというような形でご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、またアプリとか、そういうのも今現在ない、何かそういった電子証明とか、まだ開発されてないとか、そういうことですか。

○住民課長 戸谷政司君

今回の携帯のほうに電子証明書を載せるアプリというのは国のほうで今開発をされて、5月11日からこちらのほうが一部使える機能があるようになっております。

コンビニで利用するためには、携帯のほうの電子証明書を読み取るような装置が今のコンビニの端末のほうにはついておりませんので、そちらあたりを今国のほうが開発をして対応できるようにというところで今準備をされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

すみません、ちょっと補足説明のほうをさせていただきます。

今回改正させていただいたものもあるんですけども、今までもコンビニさんのほうではマイナンバーカードを使って印鑑登録のほうは取ることができます。新たに今回改正することによって、マイナンバーカードを持っていかなくても、スマホのほうにその機能を搭載させることによって、スマホで取るようにできるよという改正になっておりますので、今でもコンビニさんで印鑑登録のほうはカードさえ、マイナンバーカードを持っていただければ取ることができますので、お願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

今三浦委員が中身を聞いてくれたので、実質今までマイナンバーカードを、コンビニで交付できるんだけど、マイナンバーカードを読み取って暗証番号を入力して、住民票（正しくは、「住民票の写し」）を発行、今は住民票のみか……

（印鑑証明の声あり）

印鑑証明もできるのか。それをマイナンバーカードがなくても、一つの条件として、カードをつくってなければできないと思うけれども、それがなくても、スマホをかざしてやれる形になるということですよ、簡単に言うと。

実際にそこまでデジタル化社会、よく町長の言葉からも出てくるんだけど、そこまで要るものなのか、実際に。スマホ、デジタル形成、デジタル何とかと……

（デバイドの声あり）

デバイドか、言う中で、確かにスマホは持っている、一部 iPhone はまだ使えないよとかという話をちらっと聞いたけれども、その辺が本当に、ではマイナンバーカード、個人番号カードか、それが本当にスマホに情報が入ると思うんだけど、では、結局個人情報が一体どうなっていくのか、いささか、ではスマホを落としたときにどうなるんだ。そういう問題点も含めて、利用する人は確かに便利になると思うんだけど、そこまで利用者が本当にいるのか。前にもコンビニの住民票、印鑑証明発行でも費用対効果で実際どうなんだ

と、なかなかそんなに伸びてないと思うし、その辺を含めて見解というか、これからはほとんどのものがスマホの中に投入されていくんだろけれども、どうです、難しいと思うけれども。

○住民課長 戸谷政司君

議員言われましたところで、簡単に私なりの見解になっちゃいますけれども、まずは今回の改正につきましては、国のほうがそういう制度というところで、携帯のほうに電子証明書を搭載してそれをお使いいただいといるところのものになります。

蟹江町の印鑑登録の条例につきましては、国に従いまして設定をさせていただいているので、国がそういうことができるということですので、こちらの設定については町のほうである程度柔軟に対応できるというようなところはありますけれども、国ができるというところで町のほうも対応させていただきたいというところで、まず今回の条例を上げさせていただきました。

議員言われましたとおり、現在はアンドロイド端末、iPhoneのほうは、iOSのほうはまだ対応がしてないよというところがございます。こちらにつきましては国のほうは順次そういうところをやっていきますよというところがございますけれども、今回マイナンバーカードの電子証明書の機能としましては、公的個人認証と呼ばれるところのもの、利用者がマイナポータルとかで使う4桁の暗証番号を入れるものと、あと申告とかで間違いなく本人であるよという署名をつけて送るといふ公的個人認証の部分のみが今回の改正のほうでできるようになりました。今マイナンバーカードでやれることが全てやれるというわけではなくて、あくまでも個人に係る部分の利用についてはやれるということになってまいりました。

議員言われましたとおり、携帯とか落としたときに困るんじゃないかというお話ですが、こちらについては、国のほうのホームページ等にフリーダイヤルがございますので、そういう場合については速やかに一時停止の申し込みとかをしてもらうというようなアナウンスになっておりますので、そのあたりを含めて町としても周知をしていきたいというふうに考えておりますので、以上です。

○民生部長 不破生美君

少し私のほうから補足説明をさせていただきますと、板倉議員のご心配をいただいておりますけれども、今コンビニのほうで交付ができるようになりましてからちょっとしばらくたちましたので、どれくらいの方がコンビニで取ってみえるかなということの率をうちのほうで把握をさせていただいているんですけれども、まず、令和4年におきましては、大体住民票で8.4%の方、それが令和5年4月のところだと13.2%の方、全体の発行枚数の中での話ですが、13.2%の方がご利用されている。そして印鑑証明につきましては6.7%であったものが、この4月のところで10.5%の方が、全体の印鑑証明書を取る中の10.5%の方

ということで、やはり確実に数値的に見ましてもご利用される方が伸びてきている。なかなか役場のほうに時間中に来られない方だとか、そういった方、身近なコンビニで取れるよというところがありますので、やはり住民サービスの一つとしてこれからもご利用ができるような形で、こちらのほうも十分に、ご心配な部分もあるかと思えますけれどもその辺は重々配慮して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

今補足説明で、確かに始まった当初よりちょこっとずつ、四、五%ずつ出ているよと。でもなかなか住民票だけで、8割強の方はまだ窓口へ来てもらうという形だと思います。その辺は今後の課題だと思うし、最終的に個人番号がどうなんだという話になっちゃうんだけど、とてもここまでデジタルを進めて、日本が遅れているという問題もあるんだけど、今実質、カードそのものがいろいろ問題が噴出して、そんな状況で、実際本当に今後国も躍起になって伸ばそうとしておりますが、ちょっとその辺も危惧がどうしてもしちゃう。ましてやスマホになって、今落とした場合のことも聞いたんだけど、では、それが実際にないということが今回のことでも分かったし、これからどう改善していくか、国も躍起になって改善してくると、システムの問題だと言っているんだけど、その辺を含めて、ちょっと考えていかなければいけないなと思っているところがあります。

○委員長 石原裕介君

他に質疑は。

○委員 多田陽子君

コンビニで発行できるということが過去にもありますけれども、住民票の写しを発行するにあたって、コンビニから何かこういうトラブルがあったよとかという報告って受けていますか。

○住民課長 戸谷政司君

コンビニ交付に係る部分でトラブルがあったというところは、今のところないと認識をしております。

○委員 多田陽子君

ありがとうございます。

私はコンビニではまだ取ったことがないのですけれども、もし今から取りに行ったら思ったらどうやって使ったらいいのかなとまず思ってしまうだろうなと。そしたら、そこでコンビニの店員さんに頼ることになるかな、でも店員さんって最近外国籍の方が多くて、日本語がたどたどしい方がまだ多い中で、こういったことをどんどん進めていくと結局トラブルだとか、詐欺とかが横行する温床になってしまうんじゃないかなというところの懸念がありまして、やはり条例で定めるにあたって、それに伴ってフォローといいますか、コンビニでこういう問い合わせが増えると思うけれども、こうこう、こうやって対応してほしいとか、

いろいろとマニュアルを作って、こちらからもしていくべきではないかなと思いましたが、ご意見させていただきました。

以上です。

○委員 飯田雅広君

住民票と印鑑証明が今取れることになっていると思うんですけども、除票は取れるんですか。

○住民課長 戸谷政司君

蟹江町の場合は住民票と印鑑証明で、過去のものとか除票というのは取れませんので、現在の最新のものというところで発行ができます。

○委員 飯田雅広君

あと、確かまだ戸籍には対応してないはず、確かシステムのちょっと金額が上がるというお話だったような覚えがあるんですけども、いずれは戸籍の謄本、抄本ですとか、戸籍の附票とか、あと蟹江町は身元証明、身分証明、どちらですか、そのあたりもいずれは取れるようにというふうなお考えなのか、とりあえずはそのあたりはまだまだ考えてないよというのか、ちょっと先のことですけれども、どんな感じか、教えてください。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問がございました、この後どうしていくかというところでございますけれども、現在今始めさせていただいて、もうちょっと様子を見ながら、今後どのような形で手続きを増やしていくかというところはまた今後の検討課題で、いつからどうのこうのというところはまだ今のところないですけれども、できれば少しずつ増やしていければと思っております。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありますか。

○委員 安藤洋一君

今回の条例の一部改正とはちょっと違うんですけども、副委員長からも話があったのでついでということで、マイナンバーカードが今まさしく国でぼろぼろな状態なんですけれども、それについて2つ。国と、それから地方自治体側の話で今問題になっているのは入力ミス、要は昔から言われていますが、どんだけ立派なシステムでも、入力結局人間の手でやるというところでトラブルがいっぱい出てきていると思います。なので、現在蟹江町がそういう受け付けて入力する際のトラブルがあるのか、ないのか、これからはしっかり担当職員にはその辺気をつけるように啓発していただきたいと思いますということ。それから、これは国に対して要望してほしいんですけども、やはりもうちょっと系統的にきちっと検証して行って、あまりにもひどくて、本当に大丈夫か、これ、自分の情報を全部国に預けて、このカード1枚でというような、今国民みんなが不信に思っている状態なので、それを地域

の自治体からも声を上げていていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

議員各位からいろいろご意見をいただきました。それぞれお気持ちはあると思います。私自身もデジタル田園都市構想が発表され、デジタル庁がスタートいたしました。中身については我々詳細はなかなか分かりませんが、国にお邪魔をするときにいろんな情報を取ってこようかなとは思っている、まだ今そんな段階だと思っています。

先ほど板倉議員から話がありました、いわゆるデジタルデバイド、デジタルに乗り遅れている人をなくしたいという考え方も当然でありますし、新たなシステムがつくられれば、当然リスクは若干あります、これは。ただ、それがヒューマンエラーであるのか、機械的なリスクなのか、システム上の問題なのかは我々も専門家ではないので分かりませんが、少なくとも個人情報をしっかり預かる地方自治体としては、国から丸投げをされてもこれは非常に厳しい状況であります。先ほど来お話もありました住民票の、印鑑証明の自動交付機というのは、この話は実は10年以上前から議員各位から言われております。ただ、便利さを追い求めるがためにリスクを無視するわけにはいきませんし、あの当時は導入に非常にお金がかかりました。今は光ファイバー、ADSLも含めた媒体がしっかり通っておりますが、蟹江町も国とのパイプ、県とのパイプはしっかりとしたセキュリティーのラインを使って今仕事をしているわけでありましてけれども、そこの中でもどうしても個人情報が外へ出さなければいけない状況、これを管理するのは役場の職員でありますので、そこはしっかり管理をやりたいと思います。安藤議員がおっしゃったように国に対してもそれは要望していきますし、上京した際にはいろんな方を通じてお願いをこれからしていきたいなというふうに思っています。

ただ、今回のマイナンバーカードのいろんな事故については、ヒューマンエラーだけではないとは思いますが。ただ、デジタル庁自身がまだちょっと困惑している状況があるということは聞いておりますので、しっかりと体制を整えて我々も対処していきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありますか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第22号の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正ですが、提案理由の中にもあるように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備をする法律の改正であります。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードをスマホを利用して証明書の交付を受けられることとなりますが、今先ほどからいろんな皆さんのご意見もあつたとおり、そのマイナンバー自体が問題が噴出しております。

そんな中で制度に対する国民の信頼も大きく傷つけられてきました。整備不備のまま普及を急いだ結果ではないかと思えます。

そもそも私自身、個人番号について当初から反対であり、個人情報の流出を指摘してきました。そのような関係から、マイナンバーカード、今回の一部改正に、個人番号ということですので、本議案について反対をいたします。

○委員長 石原裕介君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

安藤です。私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回の条例の一部改正案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明電子証明書を利用して多機能端末機で印鑑登録証明書を取得できるようにするために必要な条例改正であります。

また、副委員長からもいろいろありますように問題点も多いのですが、ここでストップしておつては何の改善にもなりません。いろいろな問題を改善しながら、しっかりと進めていただきたいという気持ちを込めて適正であると考え、本案に賛成します。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に討論はありますか。

(発言する者なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますけれども、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしくお願ひいたします。

補足資料を皆様に事前に配付・配信させていただいております。その資料につきまして、保険医療課長からまずご説明させていただきまして、その後ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、補足資料のほうを追加で提出させていただきましたので、こちらの補足資料につきまして、まず説明をさせていただきます。

今回、国民健康保険税条例の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額の改正により影響を受ける世帯及び影響額でございます。

まず、こちらの資料の①に記載がございます限度超過世帯、現在、改正前は84世帯の方が限度額に到達しております。この限度額といいますのは、所得が一定の基準額以上ある方に関しましては後期高齢者支援金等課税額が20万円以上払わなくてもいいという世帯になります。具体的な所得でいきますと953万円、こちらが限度額の到達金額でございますので、仮に2,000万円、3,000万円の所得がある方に関しましても、限度額20万円で収まっているという世帯がこの84世帯という形になります。

今回、改正により影響を受ける世帯というのは、既に到達している84世帯の方、全ての方が影響の対象となります。

では、その内訳といたしまして、すぐ右隣、改正後の世帯でございますが、改正後、新たな限度額に到達している世帯が66世帯ございます。改正後の限度額は今回22万円となりまして2万円引き上げられます。具体的には所得金額でいきますと1,043万円、こちらの所得が限度額の到達の金額となっておりますので、従来と比較いたしますと90万円引き上げられた金額となっております。

今回66世帯の方というのは、1世帯当たり、改正後の上げ幅2万円が上がる金額となりますので、66世帯掛ける2万円ということで、影響額が132万円、新たに負担をいただく形になります。こちらは町の税収として入ってくるものとなります。

その隣の増減額、残りの18世帯になりますけれども、こちら、一つ下段の枠になりますが、この18世帯というのは、先ほどの20万円から22万円までの間の該当する世帯の方です。具体的には所得金額でいきますと953万円から1,043万円の所得の間の世帯という意味合いになりますけれども、こちらの世帯の方たちが18世帯ございます。1世帯当たり幾らということはこちらちょっと申し上げるのは難しいのですが、影響額といたしましては18万6,000円上がる形になりますので、1世帯平均でいきますとおおよそ1万円ほど新たにご負担をいただくような形となります。したがって、先ほどの66世帯と18世帯を合計いたしますと、合計で150万6,000円、こちらを新たに税金としてご負担をいただくような形となっております。

続きまして、下段の表、②の軽減判定基準額の改正により影響を受ける世帯数及び影響額

でございます。

5割軽減判定、2割軽減判定の世帯でございますが、現在、改正前の5割軽減判定の世帯は563世帯、改正後が571世帯ということで、増減としまして8世帯多くなっております。こちらは軽減の対象となる基準額の拡大をいたしましたものですので、若干世帯が増えるという形になっております。

下段でいきますと2割軽減世帯でございますが、改正前が465世帯、改正後が480世帯ということで15世帯増えております。こちらも軽減の対象となる世帯を拡大したということで15世帯の増加という形になっております。

説明は以上でございます。

○委員長 石原裕介君

では、補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今資料請求させてもらって、資料、分かりやすく説明もちゃんと、トータル的に150万6,000円入ってくるよということですが、では実際に今回後期の支援分が2万円プラスされます。去年も限度額の引き上げがありましたよね。そのときは医療分と介護のほうそれぞれあって、また2万円で、今実質、介護の40歳以上が負担している支援分も含めて、限度額はトータル104万円になりますよね。実際に104万円が、今所得的に100万円ちょっとの方が限度額いっぱい、あと幾らあっても40歳以上の方は104万円になるんですよということで説明を受けたんだけど、その中で今回は後期で、それが国からそこを上げなさいよと言ってくるんだと思うんだけど、トータル的に国保会計の中で医療分が増えるなら、まだみんな医療を分かち合えるというのがあるんだけど、後期と、また介護になってくると、支援分でもらっても、そっちへ入れますよね。その辺が何で医療費がこれから増加するという話も含めて、国保会計がとても医療費が増加することで結構厳しいんですという話、僕は引き下げろと言うけれども、その辺が何で医療に充てないのか、ちょっとその辺をお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問の中で、今回の限度額の改正が後期高齢者だった部分がどうしてかという趣旨のご質問かと思えます。

今回の限度額の改正が後期高齢者支援金分に限定されていた理由としまして、基本的に被用者保険におきます最高等級の標準報酬月額というものがございます。これはいわゆるサラリーマンの方とかのお給料に対しまして社会保険等を幾ら払ってくださいよというものがございます。そういった方たちの最高等級の方というのが、全体に占める被保険者の割合が大体0.5%から1.5%くらいにするというのが法定で決まっております。そういう中で、そ

った基準を国民健康保険に照らし合わせたところ、国民健康保険の場合ですと、基礎課税分の部分と介護部分、後期高齢者支援金部分という3つの柱でなっておりますけれども、基礎課税部分と介護の部分というのは全体の被保険者に占める割合が約1.5%に到達しているの
で適正な基準ではございますが、今回の後期高齢者支援金分が現在2%ということで、他の
柱と比べて割合が多くなっております。そのため目指すところの1.5%に近づけるために、
今回限度額を引き上げて、全体における後期高齢者の割合を引き下げ、1.5%に近づけると
いうことが今回の限度額の引き上げの目的となっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

要は全体的なことを考えて、サラリーマンが加入する社会保険料とのバランスも取りなが
らやっていくということ、簡単に言うとそういうことなんですよ。

では、実際、蟹江町で考えてみると、保険税の見直しをずっとやってきています。4方式
から、多分、最終的に来年度、3方式に完全になるのかなと思う中で、状況がやはり変わっ
てきていますよね。前は資産割が蟹江町は58%か、最高58%の税率だったやつが最終的にゼ
ロとなると、今回、その当初で、前にも聞いたんですけれども、資産を持っていて、所得が
そこまでなくても限度額へいく人が前はいた、少なからずいました。では、現状、特に来年
度の見直しでも最終的に資産割がゼロになってくると、完全に所得で限度額に達成してくる
ということになってきますか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にございましたとおり、現在、蟹江町は所得に応じてご負担いただく所
得割と固定資産税、資産に対してご負担いただく資産割というものがございます。来年の方
針に関わることでございますが、基本的に資産に関わる資産割というものは廃止していくと
いうことがかねてより検討されていることでございますので、仮に資産割をなくした場合で
すと、純粋に所得に応じてご負担いただくものだけの計算となりますので、そちらの税率
等ですとか、限度額ということにつきましては、今年度、給付率とかにも兼ねながら検討し
ていかなければ、課題ではございますが、純粋に所得だけを見て今後判定させていただく
という形になります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、資産割が蟹江町は結構高い割合で、ほかの自治体と比べて、その分を所
得割、または均等割、平等割に分けていく状況の中で、最終的に二重課税だという問題もい
ろいろあったんだけど、固定資産税を払って、なおかつ国保税も払う。その3方式が本
当にいかどうかはちょっと別としても、状況的に変わってきて、その辺を含めて所得で判
断していくというのは、やはり応能割の負担でいけば所得に応じた税率というのはいいいい

うか、でも割合的に低所得、今自営業者でも苦しい、国保に加入している人も苦しい状況で、200万円、300万円の所得でも本当に20万円、30万円きちやう中で、限度額があることで高所得の方が抑えられるという面もありますよね、実際に。その辺を含めて、もう少し低所得も、来年度見直しもありますので、これから……、来年度見直し、これから検討していきますよね。それも低所得も、やはり子どもの均等割、いろいろ問題がある面もあるけれども、最終的にその辺も低所得の方も考えながら見直しをやっていただきたいな、これについては要望ですので、お願いしたいと思います。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石原裕介